

土佐れいほく観光協議会バスツアー補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、土佐れいほく観光協議会バスツアー補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業目的）

第2条 一般社団法人土佐れいほく観光協議会（以下「協議会」という。）は、嶺北地域（大豊町、本山町、土佐町、大川村）の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行者）が主催する観光バスツアー（以下「ツアー」という。）の実施に必要な費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象及び補助事業者）

第3条 補助対象は、次に掲げる第1号から第6号までの要件を満たしたものとし、第2項で定める補助の条件を遵守しており、予め一般社団法人土佐れいほく観光協議会代表理事（以下「代表理事」という。）が承認した旅行者（以下「補助事業者」という。）とする。

- （1）4月1日から3月31日までの期間内に催行される嶺北地域外発着ツアーであること
- （2）バス1台当たりの参加人数は10名以上であること（乗務員、添乗員等を除く）
ただし、ジャンボタクシー等による少人数向けツアーを催行する場合は2名以上10名未満の場合でも補助対象とする。
- （3）国、地方自治体が実施する会議、研修等でないこと
- （4）ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと
- （5）ツアーの参加者全員へのアンケートを実施すること
- （6）ツアーの行程に、別表1の指定施設等を1カ所以上含むこと

2

- （1）補助金にかかる収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管をすること
- （2）県税の滞納（納税義務がある場合に限る。）及び県に対する税外未収金の滞納がないこと（事業着手前に、税外未収金の滞納がないことの誓約が必要であり、誓約書兼同意書（様式第1号）を提出すること）

（補助金額）

第4条 補助金額は、別表2に定めるとおりとする。ただし、当該年度予算の上限額に達し次第、募集を終了する。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、催行日の7日前までに補助金交付申請書（様式第2号）、利用施設、利用日、催行（参加）予定人数が明記された行程表及び参加案内（チラシなど）を代表理事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 代表理事は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の着手）

第7条 補助事業の着手は、前条の規定による補助金の交付決定通知書に記載の交付決定日以降に行わなければならない。

（変更等の届出）

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、交付申請の記載内容に変更が生じたときは、すみやかに補助金変更（中止）届出書（様式第 4 号）を代表理事に提出し、承認を得なければならない。

（実績報告等）

第 9 条 補助事業者は、ツアーが終了したときは、催行日（複数日に渡る場合は最終日）の翌日から起算して 1 か月以内に、実績報告書兼請求書（様式第 5 号）に関係書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 10 条 協議会は、前条の規定により実績報告書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、すみやかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 11 条 代表理事は、補助金の交付の決定後又は確定後において、申請若しくは報告の内容に虚偽や不正が認められるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 代表理事は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（事業の終了）

第 13 条 補助金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 指定施設等一覧

町村名	指定施設等
大豊町	【宿泊施設】 ゆとりすとパークおおとよ, 山荘梶ヶ森, コテージにやだ, 雲海の宿中屋敷, ゲストハウスたかもとや, Murata ペンション, 風とあそび宿やんちゃ, 農家民宿レーベン, 宿屋川かぜ, みどりの時計台, 燈ので家, お山の宿みちつじ, ハッピーゲストハウス, 晴れる家, ラピュタ, 大豊の森 【観光スポット】 旧立川番所書院, 立川御殿茶屋, 杉の大スギ, 道の駅大杉, 豊永郷民俗資料館, ひばり食堂, 夢来里, お宝屋敷おおとよ, JR 土讃線・各駅 【自然・景勝地】 梶ヶ森山頂, 奥大田渓谷, 八畝の棚田, 八畝の乳イチョウ, 龍王の滝, 箕淵, 2 人の丘(梶ヶ森), 穴内の棚田, 怒田の棚田, 福寿草の里(祭り), 美桜の里, 霧石渓谷, 杖立山, 豊永郷万葉植物園 【神社・仏閣】 豊楽寺(薬師堂), 定福寺, 定福寺・奥の院 【体験プログラム等】 べんがら染め体験つちという, ハッピーラフト, TOPS アウトドアステーション, ガルバンゾ, リオブラボー, ラッキーラフト, ビックスマイル, リバーピープル, ブルーアース, ユメラフティング, クロスフィットおおとよ 【商店・レストラン】 農家食堂ファミリー大杉, 未広おおとよ店, こんどうストア, 駅前食堂, 大田口カフェ, きっちゃんかたとよ, 永淵食堂 Shanti, グリーングラス, 喜群(きむら)食堂, 大豊ラーメン
本山町	【宿泊施設】 モンベル・コテージ, 汗見川ふれあいの郷清流館, ふれあいの郷なめかわ(キャンプ場), 清流ハウス, 創る家 SOU, 一軒宿さめうら, 帰全山キャンプ場 【観光スポット】 モンベルアウトドアヴィレッジ本山, 高知屋旅館, 本山さくら市, ばうむ本山蒸留所, 吉延の棚田, 大石の棚田, 大原富枝文学館, 上街公園(さくら), クライミングセンター, 本山城跡, 帰全山公園(シャクナゲ), 早明浦ダム左岸展望台, エフビットファーム, 汗見川渓谷, 白髪山ふれあいの村休養センター, 下津野沈下橋, トビイワ沈下橋 【自然・景勝地】 白髪山, 奥工石山, 雁山, 佐々連尾山, 国見山, 汗見川枕状溶岩, 八反奈呂(根下がりヒノキ) 【神社・仏閣・歴史】 十二所神社, 若一王子宮, 金剛寺, 東光寺, 参勤交代道, 本山一揆の岩屋, 上関あみだ堂 【体験プログラム等】 ばうむ合同会社木工, クラインガルテン, ツリークライミング, カワムラファーム, 本山まちあるき, なめかわの郷 【商店・レストラン・施設】 モンベル・ハーベステラス, JOKI COFFEE, サンシャイン本山, さめうらフーズ直営ショップ SORA, 汗見川食堂カドヤ, 駄菓子屋まっくん, あかうし☆ジロー, 山崎ダム, 汗見川取水ダム, いち松, 喫茶トモエ, しゃくなげ, 味楽, 一休, にっさん, きげん
土佐町	【宿泊施設】 さめうら荘レイクサイドホテル, いしはらの里, 石原木の家, 奥さめうらの里, 富士見館, 古民家の宿地蔵庵, ぼっちり堂, ふれあい牧場体験学習交流館, おこぜハウス, さめうらテントパーク, 地蔵寺キャンプ場 【観光スポット】 早明浦ダム, 道の駅土佐さめうら, 瀬戸川渓谷, アメガエリの滝, 稲叢ダム, やまさとの市, 桂月館 【自然・景勝地】 笹ヶ峰, 稲叢山, 平石の乳イチョウ, 三樽権現の滝, 翠ヶ滝, 高須の棚田, 八升淵, 鎌滝山, 河内神社の夫婦杉 【神社・仏閣・歴史】 中島観音堂, 高峯神社, 舞堂(南川百万遍祭)

	【体験プログラム等】 早明浦ダムレンタルボート, さめうらカヌーテラス, 土佐アメゴ養殖, 湖畔りんご園, 澤田農園, 和田農園, 集落活動センター松ヶ丘, 酔湖園(おおぶち自然村), 土佐町大屋敷, 相川ららら 【商店・レストラン】 オンベリーコ, 末広本店, サンシャイン田井, さめうらバーベキューテラス, 末広森店, 土佐酒造桂月, ミシマファームワイナリー, ギャラリー蔵, とさあかうし家, 牛長, ラーメン土佐町 439
大川村	【宿泊施設】 自然王国・白滝の里, 旅館「筒井」, 白滝の里キャンプ場 【観光スポット】 謝肉祭, 山村広場, 白滝鉱山跡, 村のえき「結いの里」, さくら祭・しばざくら祭, 冬季つらら氷結ツアー, 大川村さめうら遊覧船 【自然・景勝地】 小金滝, 翁の滝, 平家平, 大座礼山, 野地峰, 東光森山, 銚子滝, ミツ森山, 妃ヶ淵 【体験プログラム等】 井野川集落たてなが歩き, ワカサギ釣り 【商店・レストラン】 白滝の里「里の茶屋」, 食堂「筒井」
4 町村共通	各種伝統行事, 各種体験プログラム, 各種ゲストハウス・民宿, 各種滝および渓谷、各種ダム(砂防ダム含む), 各種イベント・祭, 各種キャンプ場, 新規開店施設および店舗

別表 2 補助金額

施 設 数 (カ所)	1	2	3	4
補助金額 (万円)	1	2	3	4

1 補助金額

補助金額は、利用する施設数に応じて、バス 1 台につき、上表のとおりとする。

なお、補助金の利用制限は以下の通りとする。

日帰りツアーに関しては、貸し切りバス 1 台につき上限 30,000 円とする。

宿泊を伴うツアーに関しては、貸し切りバス 1 台につき上限 40,000 円とする。

1 事業所あたりの年度利用限度額は、360,000 円とする。

また、嶺北地域において利用する施設までの道が狭いことから、バスではなく、タクシーでのツアーとする場合には、タクシー台数にかかわらず、当該ツアーに対して、上表のと通りの補助金額とする。このとき、ツアー参加人数が 10 人以上のツアーを補助対象とし、当該ツアーに対する補助金は当該ツアーの全タクシー経費（税抜）の半額（1 円未満を切り捨て）を上限とする。

ただし、ジャンボタクシー等による少人数向けツアーを催行する場合は、「2 名以上、10 名未満」のツアー補助として、以下の補助額とする。

- ・日帰りツアー 1 台につき 上限 20,000 円
- ・宿泊を伴うツアー 1 台につき 上限 30,000 円

2 補助金額の加算

嶺北地域において、利用する施設までの道が狭いことから、バスを小型化（あるいはタクシーに変更）かつ増便する場合には、増便台数 1 台あたり 1 万円を加算することとする。このとき、バス（タクシー）1 台にかかる 1 の補助金額と 2 の加算額の合計額は、バス（タクシー）1 台にかかる経費（税抜）の半額（1 円未満を切り捨て）を上限とする。